

北上市市長部局行政組織規則の一部を改正する規則

北上市市長部局行政組織規則（平成８年北上市規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部の下部組織） 第２条 部設置条例第１条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。 （１） 企画部 ア 政策企画課 秘書係 政策推進係 <u>政策マーケティング係</u> 行政経営係 イ・ウ [略] （２） 財務部 ア～エ [略] オ 収納課 収納係 整理係 <u>税外収入係</u> （３） [略] （４） 生活環境部 ア [略] イ 環境政策課 <u>環境企画係</u> <u>環境保全係</u> ごみ減量係 （５）・（６） [略] （７） 農林部 ア 農林企画課 農林企画係 農地林務係 イ [略] （８）・（９） [略]	（部の下部組織） 第２条 部設置条例第１条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。 （１） 企画部 ア 政策企画課 秘書係 政策推進係 行政経営係 イ・ウ [略] （２） 財務部 ア～エ [略] オ 収納課 収納係 整理係 （３） [略] （４） 生活環境部 ア [略] イ 環境政策課 <u>環境係</u> ごみ減量係 （５）・（６） [略] （７） 農林部 ア 農林企画課 農林企画係 農地林務係 <u>地籍調査係</u> イ [略] （８）・（９） [略]

2 [略]

(企画部の分掌事務)

第3条 企画部政策企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 政策推進係

ア～サ [略]

シ [略]

ス [略]

(3) 政策マーケティング係

ア 政策研究及び政策提起に関すること。

イ 行政関連データの収集及び分析に関すること。

ウ 市民意識調査に関すること。

エ 市政に対する要望、請願及び陳情の処理に関すること

。

オ 大学の設置及び連携に関すること。

カ その他政策マーケティングに関すること。

(4) 行政経営係

ア～キ [略]

2 [略]

(企画部の分掌事務)

第3条 企画部政策企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 政策推進係

ア～サ [略]

シ 政策研究及び政策提起に関すること。

ス 行政関連データの収集及び分析に関すること。

セ 大学の設置及び連携に関すること。

ソ [略]

タ [略]

(3) 行政経営係

ア～キ [略]

ク いじめ再調査委員会に関すること。

ケ 市民意識調査に関すること。

コ 市政に対する要望、請願及び陳情の処理に関すること

ク [略]

2～4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2 財務部資産経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 資産計画係

ア・イ [略]

ウ 公共用地以外の公有財産（工業団地用地等事業目的を有するものを除く。以下この項において同じ。）の取得、処分及び登記に関すること。

エ [略]

オ～キ [略]

(2) 管財係

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ 公の施設の指定管理に関すること。

カ～サ [略]

。

サ [略]

2～4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2 財務部資産経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 資産計画係

ア・イ [略]

ウ [略]

エ 公の施設の指定管理に関すること。

オ～キ [略]

(2) 管財係

ア 公共用地以外の公有財産（工業団地用地等事業目的を有するものを除く。以下この号において同じ。）の取得、処分及び登記に関すること。

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ～サ [略]

(3) [略]

3・4 [略]

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 収納係

ア～カ [略]

キ [略]

ク 公金の収納に関すること。

ケ [略]

(2) [略]

(3) 税外収入係

ア 税外債権の管理に係る指導及び助言並びに補助に関すること。

イ 税外債権の調査及び徴収に関すること。

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 まちづくり部スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 施設係

ア 体育施設の整備及び管理運営に関すること。

(3) [略]

3・4 [略]

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 収納係

ア～カ [略]

キ 税外債権の管理に係る指導及び助言並びに補助に関すること。

ク 税外債権の調査及び徴収に関すること。

ケ [略]

コ [略]

(2) [略]

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 まちづくり部スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 施設係

ア スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。

イ 体育施設の営繕に関する事。

(生活環境部の分掌事務)

第6条 [略]

2 生活環境部環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境企画係

ア [略]

イ 市役所地球温暖化対策推進実行計画に関する事。

ウ 自然保護に関する事。

エ [略]

オ 自然公園に関する事。

カ [略]

キ その他環境の保護に関する事。

ク 地球温暖化防止対策の推進に関する事。

ケ [略]

コ [略]

サ スマートコミュニティ構築に関する事。

シ [略]

イ スポーツ施設の営繕に関する事。

(生活環境部の分掌事務)

第6条 [略]

2 生活環境部環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境係

ア [略]

イ 地球温暖化防止対策の推進に関する事。

ウ 自然環境の保護に関する事。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ

ク スマートコミュニティに関する事。

ケ [略]

コ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭その他の公害の防止に関する事。

サ 環境保全協定に関する事。

シ 専用水道・簡易専用水道に関する事。

ス 岩手中部水道企業団に関する事。

セ 河川の清流化に関する事。

ソ 空き地の適正管理に関する事。

ス [略]

(2) 環境保全係

ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭その他の公害の防止に関する事。

イ 特定施設の届出に関する事。

ウ 環境保全協定に関する事。

エ 環境監視に関する事

オ 公害苦情処理に関する事

カ 専用水道・簡易専用水道に関する事。

キ 岩手中部水道企業団に関する事。

ク 河川の清流化に関する事。

ケ 空き地の適正管理に関する事。

コ 墓地経営許可等に関する事。

サ 墓園及び墓地に関する事。

シ 公衆便所に関する事。

ス その他環境保全に関する事。

(3) [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保年金係

ア 国保被保険者の資格取得及び喪失並びに被保険者証の

タ 墓園及び墓地に関する事。

チ 公衆便所に関する事。

ツ その他環境全般に関する事。

テ [略]

(2) [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保年金係

ア 国保被保険者の資格取得及び喪失並びに資格確認書等

交付回収に関すること。

イ～シ [略]

(2) 公費医療係

ア～カ [略]

キ 後期高齢者医療に係る資格取得及び喪失の届出受付並びに被保険者証の交付回収に関すること。

ク～サ [略]

2 福祉部地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉企画係

ア～シ [略]

(2) [略]

3 福祉部障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 相談認定係

ア～カ [略]

キ [略]

ク [略]

4 福祉部長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢福祉係

ア～オ [略]

カ 在宅要援護老人等に関すること。

キ [略]

の交付回収に関すること。

イ～シ [略]

(2) 公費医療係

ア～カ [略]

キ 後期高齢者医療に係る資格取得及び喪失の届出受付並びに資格確認書等の交付回収に関すること。

ク～サ [略]

2 福祉部地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉企画係

ア～シ [略]

ス 重層的支援体制整備事業に関すること。

(2) [略]

3 福祉部障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 相談認定係

ア～カ [略]

キ 北上市基幹相談支援センターに関すること。

ク [略]

ケ [略]

4 福祉部長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢福祉係

ア～オ [略]

カ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ 家族介護支援に関すること。

シ [略]

(2)・(3) [略]

(4) 介護審査係

ア・イ [略]

ウ ケアプランに関すること。

エ [略]

オ 介護サービスに係る苦情処理に関すること。

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 育児支援係

ア 児童遊園（維持管理を除く。）及び子どもの遊び場に関すること。

イ 児童の健全育成に関すること。

ウ ファミリーサポートセンターに関すること。

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(2)・(3) [略]

(4) 介護審査係

ア・イ [略]

ウ ケアプラン計画作成依頼届出書の処理に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク 家族介護支援に関すること。

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 育児支援係

ア こども計画に関すること。

イ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

ウ 母子家庭、父子家庭及び寡婦に関すること。

エ 子育て支援短期利用事業に関する事

オ 母子家庭、父子家庭及び寡婦に関する事

カ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事

キ その他育児支援に関する事

(2) 保育係

ア [略]

イ 市立幼稚園の適正配置、設置、廃止、組織及び管理運営に関する事

ウ 市立幼稚園児の就園及び通園に関する事

エ 市立幼稚園の営繕、設計管理及び維持管理に関する事

オ [略]

カ 私立保育所に関する事

キ [略]

ク 認定こども園に関する事

ケ [略]

コ その他特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設に関する事

サ 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事

エ 放課後児童健全育成事業に関する事

オ ファミリーサポートセンター事業に関する事

カ 子育て短期支援事業に関する事

キ 児童遊園（維持管理を除く。）及び北上市屋内遊び場に関する事

ク こどもの貧困対策に関する事

ケ 結婚支援事業に関する事

コ その他育児支援に関する事

(2) 保育係

ア [略]

イ 市立幼稚園に関する事

ウ 私立保育所に関する事

エ 私立認定こども園に関する事

オ [略]

カ [略]

キ [略]

シ 地域子育て支援センターに関すること。

ス 利用者支援事業に関すること。

3 健康こども部こども家庭センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～オ [略]

カ [略]

キ [略]

(2) 親子保健係

ア～ケ [略]

コ 不妊治療に関すること。

サ [略]

シ [略]

(農林部の分掌事務)

ク 利用者支援事業に関すること。

ケ 地域子育て支援拠点事業に関すること。

コ 一時預かり事業に関すること。

サ 延長保育事業に関すること。

シ 病児保育事業に関すること。

ス 実費徴収に係る補足給付事業に関すること。

セ その他保育に関すること。

3 健康こども部こども家庭センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～オ [略]

カ 里親に関すること。

キ サポートプランに関すること。

ク 家庭支援事業利用の勧奨及び措置に関すること。

ケ [略]

コ [略]

(2) 親子保健係

ア～ケ [略]

コ 不妊治療費助成に関すること。

サ 妊婦のための支援給付に関すること。

シ [略]

ス [略]

(農林部の分掌事務)

第9条 農林部農林企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農地林務係

ア～サ [略]

シ 地籍調査に關すること。

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

2 [略]

(商工部の分掌事務)

第10条 商工部商業観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

第9条 農林部農林企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農地林務係

ア～サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

(3) 地籍調査係

ア 地籍調査の実施に關すること。

イ 地籍調査成果の管理に關すること。

ウ その他地籍調査に關すること。

2 [略]

(商工部の分掌事務)

第10条 商工部商業観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 観光国際係
 ア～オ [略]
 カ 観光関係団体に関すること。
 キ 物産の普及及び啓蒙に関すること。
ク 物産の販路拡大に関すること。
ケ 物産の開発に関すること。
コ 物産関係団体に関すること。
サ [略]

2・3 [略]
 (分掌事務)

第13条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 指定金融機関等、出納員及び収納事務受託者の検査に関すること。

(9) [略]

2 会計課に次の市長の権限に属する事務を処理させる。

(1)・(2) [略]

(3) 県民税徴収に係る定期報告に関すること。

(4)～(9) [略]

3 [略]
 (公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠

(1) [略]

(2) 観光国際係
 ア～オ [略]
 カ 観光及び物産関係団体に関すること。
 キ 物産の普及及び振興に関すること。

ク [略]

2・3 [略]
 (分掌事務)

第13条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 指定金融機関等、出納員及び指定公金事務取扱者の検査に関すること。

(9) [略]

2 会計課に次の市長の権限に属する事務を処理させる。

(1)・(2) [略]

(3) 県民税及び森林環境税徴収に係る定期報告に関すること。

(4)～(9) [略]

3 [略]
 (公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠

は、次のとおりである。

(1)・(2) [略]

(3) まちづくり部スポーツ推進課が所管するもの
北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）に規定する体育施設

(4)～(9) [略]

(10) 商工部商業観光課が所管するもの
北上市みちのく民俗村条例（平成26年北上市条例第19号）に規定する北上市みちのく民俗村

(11)～(13) [略]

（条例で設置する附属機関）

第42条 条例で設置される附属機関の名称、設置根拠及び所属は、次のとおりとする。

附属機関の名称	設置根拠	庶務を処理する 課、機関等
[略]		
北上市基本構想	[略]	

は、次のとおりである。

(1)・(2) [略]

(3) まちづくり部スポーツ推進課が所管するもの
ア 北上市スポーツ施設条例（平成3年北上市条例第83号）に規定するスポーツ施設
イ 北上総合運動公園スポーツ施設条例（平成25年北上市条例第37号）に規定するスポーツ施設
ウ 北上市北部交流館条例（令和元年北上市条例第25号）に規定する北上市北部交流館

(4)～(9) [略]

(10) 商工部商業観光課が所管するもの
ア 北上市みちのく民俗村条例（平成26年北上市条例第19号）に規定する北上市みちのく民俗村
イ 北上市展勝地レストハウス条例（令和6年北上市条例第30号）に規定する北上市展勝地レストハウス

(11)～(13) [略]

（条例で設置する附属機関）

第42条 条例で設置される附属機関の名称、設置根拠及び所属は、次のとおりとする。

附属機関の名称	設置根拠	庶務を処理する 課、機関等
[略]		
北上市基本構想	[略]	

等審議会			等審議会		
北上市特別職報酬等審議会	[略]		北上市特別職報酬等審議会	[略]	
[略]			[略]		
北上市協働推進審議会	北上市まちづくり協働推進条例（平成18年北上市条例第13号）	[略]	北上市協働推進審議会	北上市まちづくり協働推進条例（平成24年北上市条例第40号）	[略]
[略]			[略]		
北上市奨学生選考委員会	[略]	教育委員会教育部	北上市奨学生選考委員会	[略]	教育部総務課
北上市いじめ問題対策連絡協議会	北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年北上市条例第15号）	[略]	北上市いじめ問題対策連絡協議会	北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例	[略]
北上市いじめ対策専門委員会	[略]		北上市いじめ調査委員会	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。